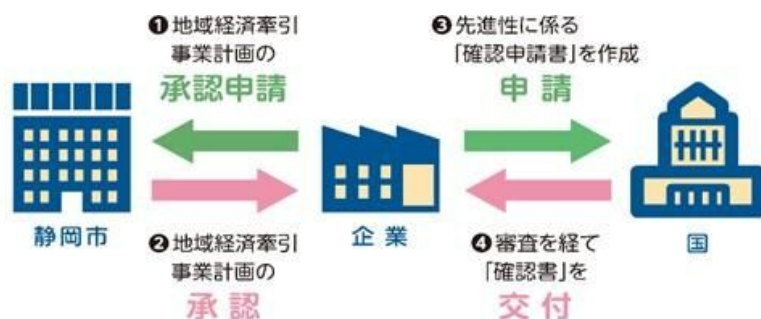


地域未来投資促進税制 設備投資に応じた法人税の軽減措置

◇税制による支援措置

対象設備	特別償却	税額控除（最大）
機械装置・器具備品	35%	4%
機械装置・器具備品 （上乗せ要件を満たす場合）	50%	6%
建物・附属設備・構造物	20%	2%

◇制度の利用手順



STEP 1 地域経済牽引事業計画の承認（上図①・②）

- ・ 支援措置を受けるためには、静岡市が作成する基本計画に適合する地域経済牽引事業計画の策定が必要となります。
- ・ 計画の承認には、市が指定する「**成長分野**」に該当することに加え、経済的効果の要件を満たす必要があるため、詳細なお手続きの流れについては、お問い合わせください。
- ・ 静岡市が指定する「**成長分野**」は以下のとおりです。

海洋	食品・ヘルスケア	成長ものづくり
先端加工技術	清水港・ロジスティクス	観光ブランド
文化・クリエイティブ	情報通信・専門サービス関連	環境リサイクル

STEP 2 国（国務大臣）による課税特例の確認（上図③・④）

- ・ 国（経済産業省）に対して、事業の先進性の確認についての申請が必要となります。
- ・ 詳細なお手続きの流れについては、お問い合わせください。

◇手続きの流れに関する注意点

- ・ 対象資産にかかる工事の「**着工**」は地域経済牽引事業計画の「**承認後**」であることが必要です。
- ・ 対象資産の「**取得**」は、確認書の「**交付後**」であることが必要です。

◇税制適用の主な注意点

- ・ 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。
- ・ 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得した場合には、本税制措置の対象とはなりません。